

市民 2 - 1

不利益処分の内容	地縁による団体の認可の取消し		
根拠法令及び条項	地方自治法第 260 条の 2 第 14 項		
担 当 課	協働推進課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
1 法第 260 条の 2 第 2 項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき。			
2 不正な手段により認可を受けたとき。			

市民 2 - 2

不利益処分の内容	認可地縁団体同士の合併の認可の取消し		
根拠法令及び条項	地方自治法第 260 条の 45 第 1 項		
担 当 課	協働推進課	処分権者	市 長
設 定 日	令和 5 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 法第 260 条の 39 第 3 項の認可をした日から 6 月を経過しても法第 260 条の 41 第 3 項の規定による届出がないとき。			
2 不正な手段により合併の認可を受けたとき。			